

とちぎ行革プラン2016

〔栃木県行財政改革大綱（第6期）〕

（案）

～ “とちぎの未来創生” を支える
行財政基盤の確立に向けて～

平成28年2月

栃 木 県

とちぎ行革プラン2016の策定に当たって

県では、人口減少に歯止めをかけ、とちぎの未来創生にチャレンジしていくため、昨年10月に「とちぎ創生15戦略」を策定するとともに、今年2月には、県政の基本指針となる栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」を策定し、とちぎを元気にする取組を積極的に推進する所としたところであります。

これらの戦略やプランに掲げた取組を一体的、かつ果敢に実行していくためには、その土台となる行財政基盤をより一層強固なものとし、効果的かつ効率的な県政運営に努めていく必要があります。

このため、これまでの行財政改革の成果をより発展させるとともに、継続して改革に取り組んでいくことを目的として、平成28年度からの5年間を推進期間とする「とちぎ行革プラン2016〔栃木県行財政改革大綱（第6期）〕」を策定しました。

この行革プランでは、「“とちぎの未来創生”を支える行財政基盤の確立に向けて」を基本理念とし、「【協働・共創】県民と共に創る開かれた県政の推進」、「【自律】自律的な行財政基盤の確立」、「【原動力】効果的・効率的な県政運営の推進」の3つの目標のもと、37の具体的な取組を掲げ、不断の行財政改革に全庁を挙げて取り組んでいくこととしております。

改革の成果を着実なものとするためには、職員一人ひとりの意識改革や活力ある職場づくりを進めるとともに、県民の皆様や市町、企業、団体等の多様な主体との連携を図りながら、全職員が一丸となって行財政改革に取り組むことが何よりも重要です。

引き続き、私自身が職員の先頭に立ち、現場主義を徹底し、前例にとらわれることなく、新たな視点や柔軟な発想を持って、行財政改革を進めて参りますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成28年2月

栃木県知事 福田 富一

目次

第1 行財政改革の必要性	1
1 これまでの行財政改革の取組状況	1
2 県政を取り巻く課題	2
3 新たな行財政改革大綱の策定	3
第2 行財政改革の基本的考え方	4
1 行財政改革の理念と目標	4
2 行財政改革の取組方向	5
3 行財政改革の取組の視点	6
4 職員の意識改革と職場づくりの推進	6
5 行財政改革大綱の推進の方法	7
第3 行財政改革の具体的取組	8
目標Ⅰ 【協働・共創】県民と共に創る開かれた県政の推進	9
I-1 とちぎの自治のかたちづくり	10
I-2 多様な主体との協働による県政運営	11
I-3 透明で開かれた県政の推進	12
I-4 民間活力の活用	13
I-5 規制・行政手続等の改善	14
目標Ⅱ 【自律】自律的な行財政基盤の確立	16
1 これまでの財政健全化への取組	17
2 今後の財政収支見込みと財政健全化への取組	18
Ⅱ-6 持続可能な財政運営	19
Ⅱ-7 行政コストの削減	20
Ⅱ-8 歳入の確保	20
Ⅱ-9 県有財産の適正管理と有効活用	21
Ⅱ-10 公営企業等の自立的経営	22
目標Ⅲ 【原動力】効果的・効率的な県政運営の推進	23
Ⅲ-11 透明で効果的な行政評価等の実施	24
Ⅲ-12 業務の改善・効率化	25
Ⅲ-13 組織力の強化	27
Ⅲ-14 人材育成・活用の推進	27
Ⅲ-15 県出資法人等の自立的な経営	29
参考資料	30
1 策定経過	30
2 行財政改革大綱に基づく取組状況	32
3 その他	41

とちぎ行革プラン 2016 の構成

第1 行財政改革の必要性

1 これまでの取組状況

第1期(H6～9)から数次にわたり行財政改革大綱を策定し、全庁を上げて改革を推進

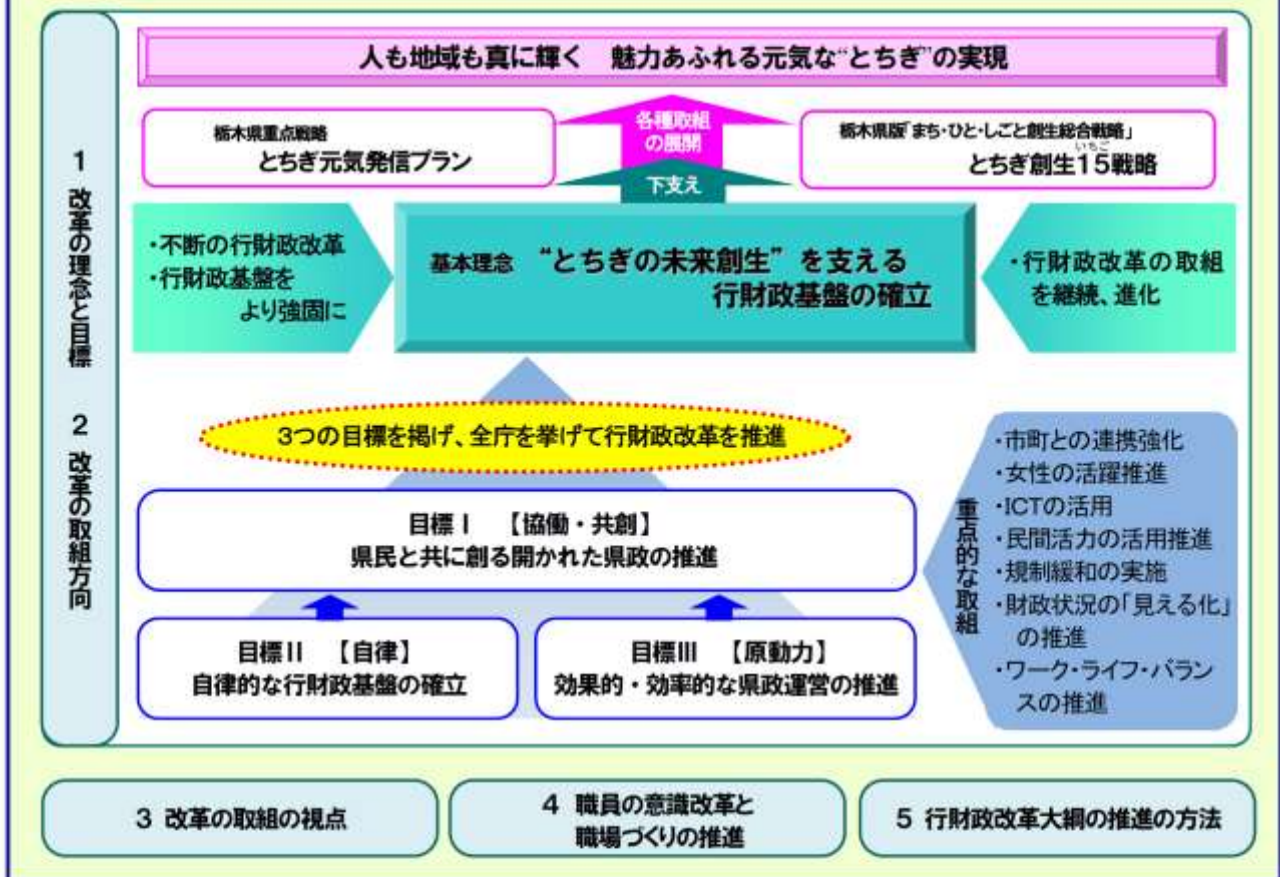
2 県政を取り巻く課題

- 社会経済情勢の変化への対応
- 地方分権改革への対応
- 行財政基盤の強化

3 新たな行財政改革大綱の策定

- 内 容 今後5年間に県が取り組むべき
 - ・行財政改革の基本的な考え方
 - ・改革の具体的な取組内容を明示
- 推進期間 平成28～32年度(5年間)

第2 行財政改革の基本的な考え方



第3 行財政改革の具体的取組

目標Ⅰ【協働・共創】

- 1 とちぎの自治のかたちづくり
- 2 多様な主体との協働による県政運営
- 3 透明で開かれた県政の推進
- 4 民間活力の活用
- 5 規制・行政手続等の改善

目標Ⅱ【自律】

- 1 持続可能な財政運営
- 2 行政コストの削減
- 3 歳入の確保
- 4 県有財産の適正管理と有効活用
- 5 公営企業等の自立的経営

目標Ⅲ【原動力】

- 1 透明で効果的な行政評価等の実施
- 2 業務の改善・効率化
- 3 組織力の強化
- 4 人材育成・活用の推進
- 5 県出資法人等の自立的な経営

第1 行財政改革の必要性

1 これまでの行財政改革の取組状況

- 栃木県では、これまで、本県を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、数次にわたり行財政改革大綱を策定し、知事を本部長とする「栃木県行政改革推進本部」のもと、地方分権時代にふさわしい行財政基盤の確立等に向け、具体的な目標等を掲げながら、全庁を挙げて行財政改革を推進してきました。

【行財政改革大綱の策定状況】

- 栃木県行政改革大綱（第1期）（平成6～9年度）
- 栃木県行政改革大綱（第2期）（平成10～12年度）
- 栃木県新行政改革大綱（平成13～17年度、平成14年3月改訂）
- 栃木県行財政改革大綱（平成18～22年度）
- とちぎ行革プラン〔栃木県行財政改革大綱（第5期）〕
（平成23～27年度、平成25年4月改訂）

- 平成6年度からの主な取組
 - 栃木県権限移譲基本方針に基づく市町への権限移譲の計画的な実施や重点戦略マネジメント等の行政評価制度の効果的な実施等により、地方分権時代にふさわしい開かれた県政を推進
 - 公の施設の管理運営に係る指定管理者制度の活用や施設整備への民間活力の活用等を進めるとともに、県民協働に関する庁内の推進体制を整備するなど、多様な主体との協働による県政運営を推進
 - 中長期的な視点に立ち、財政健全化と自律的な財政運営に向けた取組を進め、事務事業や補助金の見直し等の歳出抑制の取組を進めるとともに、税収入など自主財源の確保に向けた取組を推進
 - 「とちぎ未来開拓プログラム」（平成21～24年度）に基づき、「選択と集中」の考え方のもと、行政経費の削減や内部努力の徹底、歳入の確保等の取組を推進。平成25年度当初予算において同プログラムの目標である「収支均衡予算」を編成
 - 「財政健全化取組方針」（平成25～27年度）に基づき、収支均衡予算の継続と財政調整的基金の涵養を図るための取組を推進
 - 新たなニーズや幅広い分野にわたる行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織体制の確立に努めたほか、適正な定員管理（一般行政部門の職員数：H6. 4. 1～H27. 4. 1で1,226人削減）を行い、効果的で効率的な執行体制を整備
 - 総務事務センターの稼働等により、業務の効率化を図るとともに、限られた人員で組織として最大の執行力を発揮できるよう、人材育成型の人事評価システムの導入や職員の意識改革を推進
- 前大綱である「とちぎ行革プラン」（平成23～27年度）においては、「《協働》県民とともに地域を創る行政の推進」、「《透明》県民に開かれた行政の推進」、「《自律》自律的な財政基盤

の確立」、「《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立」の4つの目標を掲げ、95項目の具体的な取組を推進しており、全体として、概ね順調に進捗し、目標達成に向けて一定の成果を上げています。

- 一方、社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズに的確に対応するためには、県の持てる力を最大限に活用し、創意工夫を凝らしながら県政運営を推進することが求められています。そのためには、県政を取り巻く課題を踏まえ、常に県民サービスの質の向上を念頭に置きながら、絶えることなく行財政改革の取組を着実に推進していく必要があります。

2 県政を取り巻く課題

(1) 社会経済情勢の変化への対応

- 我が国は、本格的な人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化の進展などにより、社会構造が大きく変化する中で、経済再生と財政健全化の両立、持続可能な社会保障制度の確立、地域コミュニティの再生、安全で持続可能なエネルギーへの転換、社会資本の老朽化対策など、課題が山積しています。
- とりわけ、人口減少は喫緊の課題であり、平成26年11月には、人口減少克服と地方創生を目指し、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。国と地方が一体となり、東京一極集中の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現とともに、将来にわたる活力ある社会の維持に向けた施策を展開していくこととされています。
- 本県においては、こうした動きにも呼応しながら、県民益の向上につながるよう、効果的な取組を展開していく必要があります。

(2) 地方分権改革への対応

- 我が国が成熟社会を迎える中、地域が抱える課題は複雑化・多様化しており、それらの課題に対し、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう、自らの個性を生かし自立した地方をつくることが求められています。
- これまでの地方分権改革では、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが進められるなど、一定の前進は図られたものの、国に対して地方が強く求めていた税財源の移譲などは進んでいないことから、真の分権型社会の実現に向け、地方分権改革を一層推進する必要があります。
- また、地方創生を推進していくためには、地域からの発想と創意工夫が求められており、住民に最も身近な市町と緊密に連携するとともに、県民や民間企業、各種団体等の多様な主体と連携・協働し、本県の強みや可能性を生かした戦略的な取組を進める必要があります。

(3) 行財政基盤の強化

- 本県では、「財政健全化取組方針」に基づき、収支均衡予算の継続と財政調整的基金の涵養に努めていますが、中期財政収支見込みでは、医療福祉関係経費等の義務的経費の増加、大規模建設事業などの新たな行政需要への対応等により、今後も財源不足が見込まれています。このため、引き続き、行政コストの削減や歳入の確保等により、財政健全化に取り組む必要があります。
- 限られた行財政資源を最大限に生かし、自主的・自律的な県政運営を持続していくために

は、効果的・効率的な執行体制を整備し、常に柔軟かつ迅速な対応ができる組織の構築に努める必要があります。そのためには、職員一人ひとりが、何事にも果敢に挑戦する気概を持ち、持てる能力を十分に発揮できるよう、職員の意識改革や活力ある職場づくりを進めることが重要となってきています。

3 新たな行財政改革大綱の策定

(1) 策定の意義

- 県では、これまでも途切れることなく行財政改革に取り組んできましたが、本格的な人口減少局面にあって、誇れるふるさと「とちぎ」を創り、次の世代に確実に引き継いでいくためには、本県を取り巻く諸課題に的確かつ柔軟に対応し、県民満足度の高い県政を推進する必要があります。
- このため、本県では、平成27年10月に、人口減少問題を克服し、地域の持つ強みや可能性を生かしながら、将来にわたり地域の活力を維持していくための基本目標、目指す方向と講ずべき対策等を示した本県版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、「とちぎ創生15戦略」（計画期間：平成27～31年度）を策定し、効果的な施策の推進に努めています。
- また、平成28年2月には、中長期的な展望の下、県民とともに目指す本県の将来像を描き、その実現に向けた基本的な方向性を明らかにするとともに、平成28年度から平成32年度までの5年間の目標や重点的かつ戦略的な取組を示す県政の基本指針として、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」を策定しました。
- これらの戦略やプランを着実に実行し、県民益の一層の向上を図るためには、これまでの改革の成果をより発展させ、継続して行財政改革に取り組んでいく必要があります。
- こうした中、現大綱の推進期間は平成27年度末をもって終了しますが、行革プランに掲げた《協働》《透明》《自律》《原動力》の4つの目標のもとに積み重ねてきた取組を継承しつつ、「県民と共に創る」県政運営を推進する視点も加え、更に取組を進化させる必要があります。
- このため、これまでの改革の成果を踏まえつつ、本県を取り巻く社会経済情勢等の変化等に留意しながら、新たな行財政改革大綱を策定することとしました。

(2) 内容

- この大綱は、「とちぎ元気発信プラン」及び「とちぎ創生15戦略」に掲げる取組を着実かつ効果的に実行するための行財政基盤の確立に向け、今後5年間に県が取り組むべき行財政改革の基本的な考え方と具体的な取組内容を明らかにするものです。

(3) 推進期間

- 平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

第2 行財政改革の基本的考え方

1 行財政改革の理念と目標

○ 「とちぎ元気発信プラン」及び「とちぎ創生15戦略」に基づく各種取組を積極的かつ着実に実行し、本県の持続可能な成長と豊かで安定した県民生活の実現を図るためには、それを支える行財政基盤をより強固なものとしていく必要があることから、改革に向けた不断の取組が求められます。

○ そこで、本大綱では、

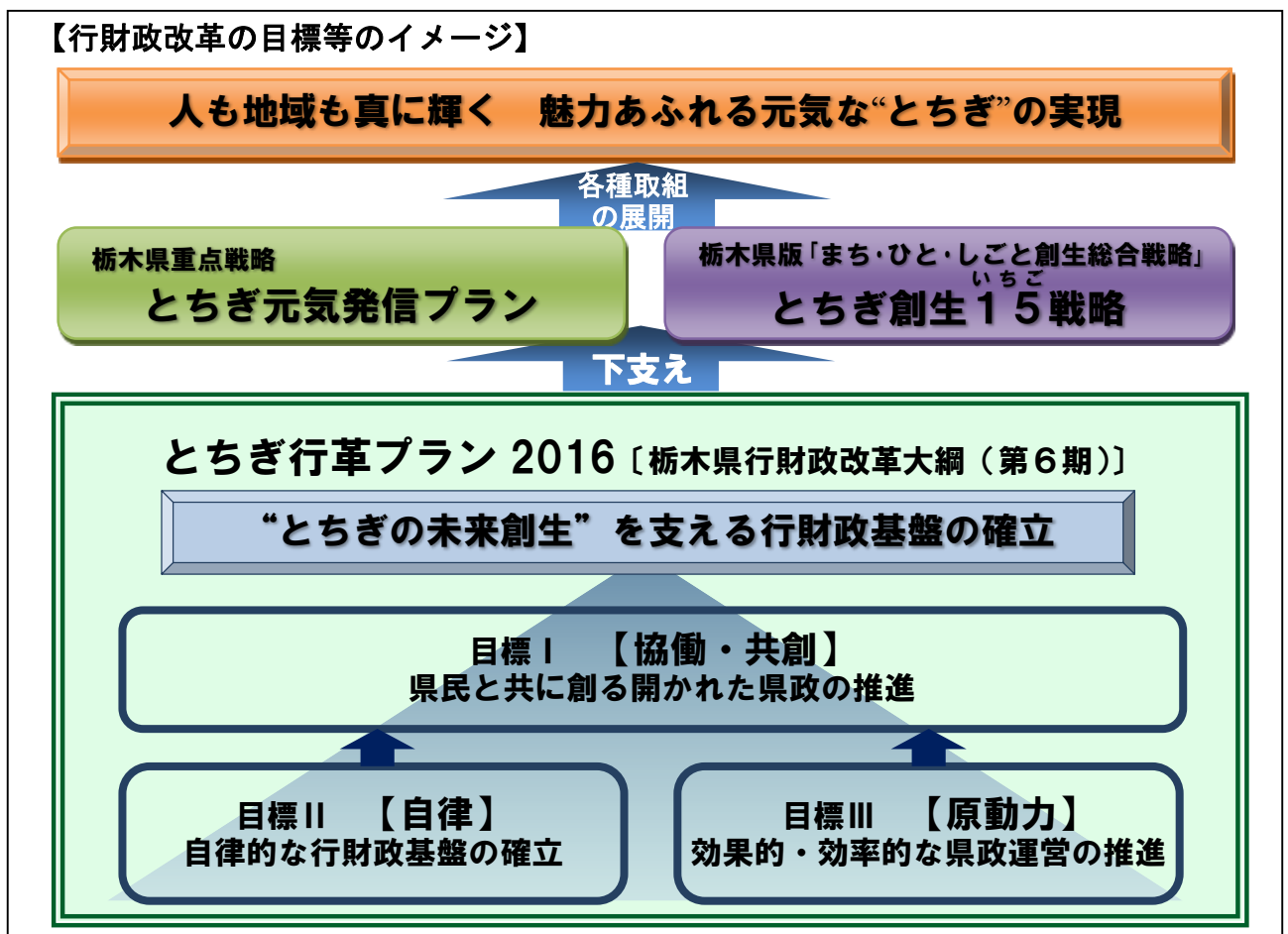
「“とちぎの未来創生”を支える行財政基盤の確立」

を基本理念とし、3つの目標を掲げ、全庁を挙げて行財政改革を推進します。

目標Ⅰ【協働・共創】 県民と共に創る開かれた県政の推進

目標Ⅱ【自律】 自律的な行財政基盤の確立

目標Ⅲ【原動力】 効果的・効率的な県政運営の推進



○ 行財政改革の実効性を高めていくためには、継続的に改革に取り組むことが重要であることから、本大綱においては、前大綱に掲げた目標を継承することを基本としつつ、本県を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応するため、新たな視点も加えた上で、3つの目標を掲げています。

2 行財政改革の取組方向

- 全庁を挙げて行財政改革を推進するに当たり、前大綱に掲げた4つの目標を3つの目標へと発展的に統合し、その目標ごとに取組方向を示すとともに、それらの目標を達成するための重点的な取組を明らかにしています。

目標Ⅰ【協働・共創】県民と共に創る開かれた県政の推進

- 地域が自らの発想と創意工夫により、複雑化・多様化する諸課題に的確に対応するため、地方分権改革を推進するとともに、県民をはじめ市町や民間企業、各種団体等の多様な主体と連携・協働しながら、地域の実情に応じた取組や対策を進めます。
- 県民等の主体的な参画のもとに県政を推進するため、行政の透明性を確保するとともに、情報共有や参画に向けた体制づくりを進めます。
- 地域の資源等を有効に活用し、地域の活性化、産業の発展や県民の利便性の向上を図るため、地域を共に創る観点から、民間の創意工夫やノウハウ等を生かした取組を進めます。

目標Ⅱ【自律】自律的な行財政基盤の確立

- 義務的経費の増加や新たな行政需要への対応等により、引き続き財源不足が見込まれる中、県政の持続的な発展に向けて、強固な行財政基盤の確立を図ります。
- そのため、行政コストの削減や歳入の確保など、財政健全化の取組を継続します。
- 公共施設等の社会資本が老朽化していく中、県有財産を適切に維持管理し、有効活用を図ります。

目標Ⅲ【原動力】効果的・効率的な県政運営の推進

- 県民満足度の高い県政を推進するため、政策評価を実施し、施策の実効性・透明性等の担保に努めるとともに、監査の実施等による適正で効率的な業務執行を確保します。
- 限られた行財政資源で実効性ある施策展開を行うため、ICT※1の活用や更なる事務処理の改善等を進めるとともに、効果的・効率的な執行体制の確立を図ります。
- 何事にも果敢に挑戦する気概を持ち、独自性・主体性のある施策の立案・展開ができる意欲と能力を備えた職員の育成・活用を図ります。

重点的な取組

- 市町との連携強化
- 女性の活躍推進
- ICTの活用
- 民間活力の活用推進
- 規制緩和の実施
- 財政状況の「見える化」の推進
- ワーク・ライフ・バランス※2の推進

※1 ICT:Information and Communication Technologyの略称。情報通信技術全般を表す用語

※2 ワーク・ライフ・バランス:仕事と生活の調和

3 行財政改革の取組の視点

○ これまでの大綱においては、全職員が共通認識を持って行財政改革に取り組むため、「業務上の指針」を掲げ、職員研修の実施などにより、その徹底を図ってきました。

本大綱においては、前大綱までの5つの視点を継承することを基本としつつ、新たな視点も加え、引き続き、職員への徹底を図っていきます。

現場主義の徹底

県民満足度の高い行政サービスを提供できるよう、県政を取り巻く状況や県民ニーズ等を現場感覚で把握し、常に県民の目線に立って業務を執行します。

コスト意識の徹底

限りある行財政資源を有効活用する観点から、人件費も含め常にコスト意識を念頭に置き、効果的・効率的に業務を執行します。

スピード感と判断力

社会経済情勢の変化や新たな行政課題に的確に対応するため、スピード感を重視して業務を執行するとともに、現状を正しく把握し、明確な基準を持って、適時適切に判断しつつ、業務を執行します。

成果重視

業務執行に係る明確な目標を設定した上で、進捗状況や課題等を点検し、必要に応じて執行方法等を見直しながら、成果を重視して業務を執行します。

透明性の確保と説明責任の徹底

県政や業務等について県民に分かりやすく情報提供するとともに、県民の納得を得られるよう説明責任を十分に果たし、県民の理解と協力を得ながら業務を執行します。

4 職員の意識改革と職場づくりの推進

○ 行財政の運営や改革を進める原動力は「職員」です。このため、職員一人ひとりが行財政改革の必要性や重要性について理解し、共通認識のもと、個々の職員の「気づき」により改革を進める必要があります。

○ 県政を取り巻く社会経済情勢は絶えず変化し、人口減少等の諸課題が山積する中、県民満足度の高い県政運営を持続していくためには、職員一人ひとりが新たな課題に真正面から向き合い、何事にも果敢に挑戦していく気概を持ち、行財政改革に取り組むことが重要となっています。

○ そのためには、職員の意識改革やコミュニケーションの充実等を図り、職員自らが率先して改革を進める気運に満ちた活力ある職場づくりに取り組んでいく必要があります。

○ また、仕事と生活の調和が実現した社会を目指す観点から、意識改革や働きやすい職場づくりに県が率先して取り組むことが重要です。

5 行財政改革大綱の推進の方法

(1) 適切な推進管理

- 本大綱の第3に掲げる具体的な取組項目については、可能な限り具体的なスケジュールや目標値を定めるとともに、不断に行う行財政改革との観点から、継続して実施することにも重点を置きながら、成果の獲得を目指して着実に推進します。
- 毎年度、取組項目ごとに、具体的な取組内容も含めた推進状況を把握した上で、総合的に推進状況の評価を行います。
- 具体的な取組については、必要に応じて、追加や見直しを行います。

(2) 推進体制

- 庁内体制
知事を本部長とする「栃木県行政改革推進本部」のもと、各部局の連携を図り、取組の推進管理等を行い、全庁を挙げて行財政改革を着実に推進します。
- 助言機関
学識経験者等で構成する「栃木県行政改革推進委員会」において、各分野の専門的見地や幅広い観点からの助言を得ながら、本大綱に基づく行財政改革を推進します。

(3) 推進状況の公表

- 本大綱に基づく行財政改革の推進状況や成果について、県民に分かりやすい形で公表します。

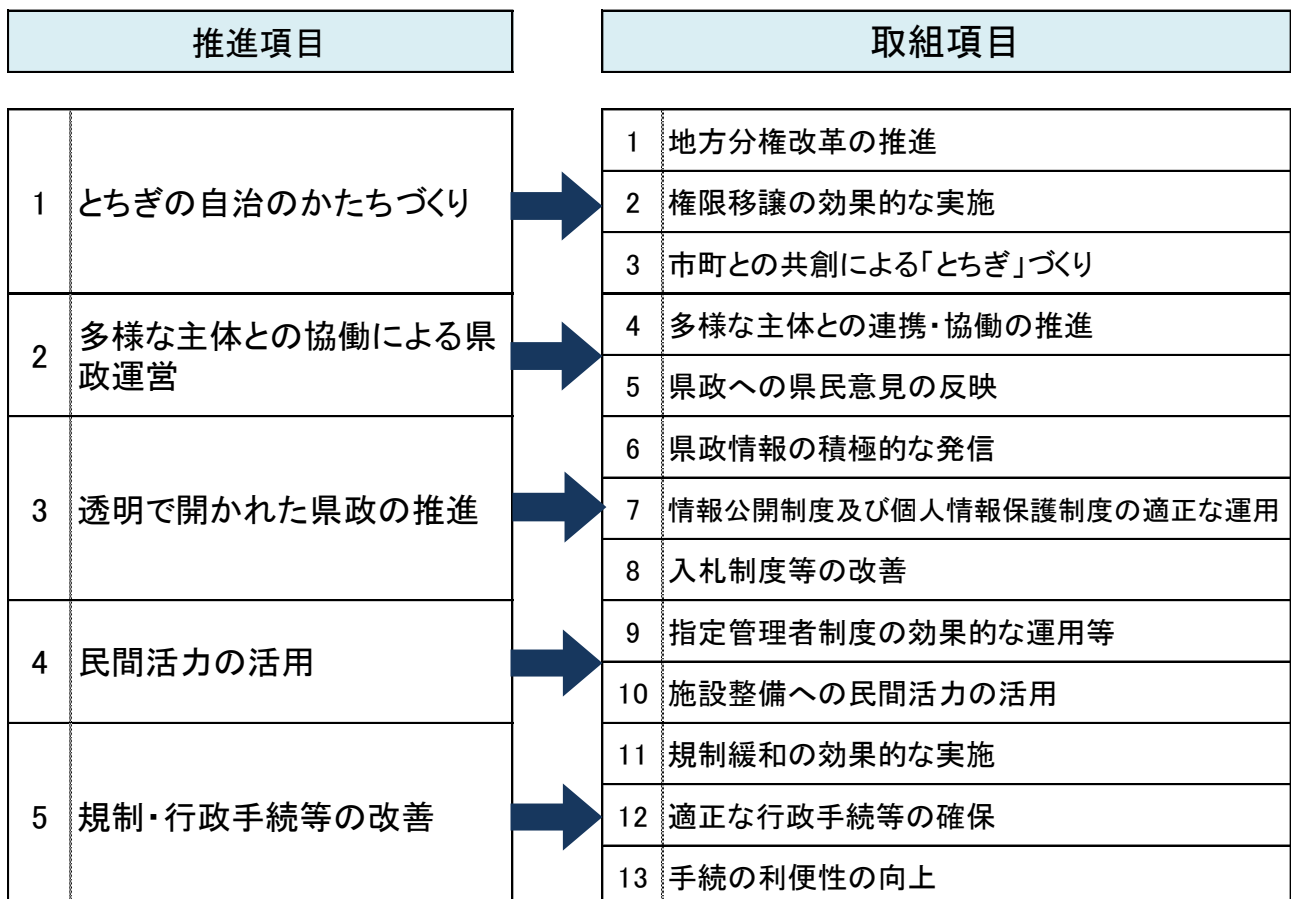
第3 行財政改革の具体的取組

【具体的取組の全体構成】

目標	推進項目	取組項目
I 協働・共創 県民と共に創る 開かれた県政の推進	1 とちぎの自治のかたちづくり	1 地方分権改革の推進
	2 多様な主体との協働による県政運営	2 権限移譲の効果的な実施
	3 透明で開かれた県政の推進	3 市町との共創による「とちぎ」づくり
	4 民間活力の活用	4 多様な主体との連携・協働の推進
	5 規制・行政手続等の改善	5 県政への県民意見の反映
II 自律 自律的な 行財政基盤の確立	6 持続可能な財政運営	6 県政情報の積極的な発信
	7 行政コストの削減	7 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用
	8 歳入の確保	8 入札制度等の改善
	9 県有財産の適正管理と有効活用	9 指定管理者制度の効果的な運用等
	10 公営企業等の自立的経営	10 施設整備への民間活力の活用
III 原動力 効果的・効率的な 県政運営の推進	11 透明で効果的な行政評価等の実施	11 規制緩和の効果的な実施
	12 業務の改善・効率化	12 適正な行政手続等の確保
	13 組織力の強化	13 手続の利便性の向上
	14 人材育成・活用の推進	14 中期的な視点に立った財政運営
	15 県出資法人等の自立的な経営	15 県債残高の抑制
		16 財政状況の「見える化」の推進
		17 事務事業の見直し
		18 補助金等の見直し
		19 県税収入の確保
		20 自主財源の確保
		21 公共施設等の総合的・計画的な管理
		22 県有財産の総合的な利活用の推進
		23 企業局事業の効率的な経営
		24 病院事業経営の健全化
		25 公営企業会計の適用の推進
		26 効果的な行政評価等の実施
		27 監査の適正な実施等
		28 全庁的な業務改善の推進
		29 ICTの活用による業務の改善・効率化
		30 環境マネジメントの推進
		31 効果的・効率的な組織づくり
		32 適正な定員管理の実施等
		33 人材の確保
		34 課題対応能力を有する人材の育成・活用
		35 意欲と活力に満ちた職場づくり
		36 女性が活躍できる環境づくり
		37 県出資法人等に対する指導等

目標Ⅰ【協働・共創】 県民と共に創る開かれた県政の推進

- 地域が自らの発想と創意工夫により、複雑化・多様化する諸課題に的確に対応するため、地方分権改革を推進するとともに、県民をはじめ市町や民間企業、各種団体等の多様な主体と連携・協働しながら、地域の実情に応じた取組や対策を進めます。
- 県民等の主体的な参画のもとに県政を推進するため、行政の透明性を確保するとともに、情報共有や参画に向けた体制づくりを進めます。
- 地域の資源等を有効に活用し、地域の活性化、産業の発展や県民の利便性の向上を図るため、地域を共に創る観点から、民間の創意工夫やノウハウ等を生かした取組を進めます。



1-1 とちぎの自治のかたちづくり

取組項目 No.1

地方分権改革の推進

地方が強く求める国から地方への事務・権限や税財源の移譲等が十分に進んでいないことから、他の都道府県とも連携し、地方分権改革を更に推進します。

- 分権型社会の確立に向け、国と地方の協議の場や全国知事会等を通じて、国と地方の役割分担の観点から、事務・権限や税財源の移譲、規制緩和等について、国との政策協議・調整、提言等を実施します。
- 広域的な課題等に的確に対応できるよう、北関東磐越五県知事会議の活用等により、近隣都道府県との連携を強化します。

取組項目 No.2

権限移譲の効果的な実施

国から地方への更なる権限移譲等の推進を図るとともに、市町の意向等も踏まえた上で、県から市町への権限移譲を効果的に実施します。

- 地方からの「提案募集方式」や「手挙げ方式」など、国が推進する新たなステージにおける地方分権改革の手法も活用し、国から地方への権限移譲を進めます。
- 法令による権限移譲に係る市町への支援に加え、各市町の意向・実情等も十分に踏まえ、事務処理特例制度による権限移譲を効果的に実施します。

平成28年度中 栃木県権限移譲基本方針の改定、栃木県権限移譲推進計画の策定

取組項目 No.3

市町との共創による「とちぎ」づくり

市町が地域における行政の中心的役割を担えるよう、市町の行財政基盤の強化を支援するとともに、県民サービスの向上に向けた県と市町の連携体制を一層強化します。

- 市町の行財政基盤の確立という観点から、広域連携に関する検討・研究や総合的助言を通して市町の取組を支援します。
- 知事と市町長の意見交換の場として、市町村長会議及びブロック別市町村長会議を開催します。
- 県及び市町行政の円滑な運営に向け、県と市町に共通する政策形成の場として、政策懇談会を開催します。

- 県・市町双方の職員の資質向上や相互理解・連携体制の構築に向け、若手職員の相互の人事交流を推進します。
- 県民サービスの向上を図るための業務の効率化等に資するため、県と市町の共同による調査・研究等の実施により、連携体制を一層強化します。

1-2 多様な主体との協働による県政運営

取組項目 No. 4

多様な主体との連携・協働の推進

複雑化・多様化する地域課題等に的確に対応するため、県民をはじめ市町や民間企業、各種団体等の多様な主体との連携・協働を推進します。

- 様々な機会を捉えて協働の手法や事例を紹介し、協働に関する理解と実践を進めます。
- 地域で抱える課題・問題等に的確に対応するため、協働の手法による検討の場を設けます。
- とちぎボランティアNPOセンターの機能を活用し、市町の間支援センター等と連携しながら協働の取組を推進します。
- 大学コンソーシアムとちぎ^{※3}への参画等により、県内の高等教育機関との連携を強化します。
- 企業とNPO等との交流の機会を設け、新たな協働事業の創出に取り組みます。
- 県と企業との協働が進むよう、企業からの相談、提案等に対応するサポートデスクの機能を十分に活用するほか、企業との協働実績をホームページで公表し「見える化」を図ります。

取組項目 No. 5

県政への県民意見の反映

様々な手法や機会での広聴活動の実施や審議会等への公募委員の参加を促進することにより、県政への県民意見の反映に努めます。

- 県内の各地域・各世代を対象とした広聴事業を実施するとともに、ネットアンケート等の活用により、県民ニーズの把握に努めます。

とちぎ元気フォーラム^{※4}の参加者累計 4,600人（平成28～32年度）

- 県民からの提案等に対する施策への反映結果や県の考え方等を公表することにより、広聴事業の「見える化」を推進します。

※3 大学コンソーシアムとちぎ：県内19の大学、短期大学等の高等教育機関が相互の連携・交流を強化するために設立した協同体

※4 とちぎ元気フォーラム：県民と知事の対話集会

- より幅広く県政についての意見を聴くため、各種審議会等の委員について、公募による選任を推進します。

審議会等の公募委員の選任数累計 110人（平成28～32年度）

- 政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、審議会等への女性委員の登用拡大を図ります。

審議会等委員に占める女性の割合 40%（平成33年4月1日現在）

1-3 透明で開かれた県政の推進

取組項目 No.6

県政情報の積極的な発信

県民の郷土への愛着心を醸成するとともに、県政への理解促進等を図るため、様々な広報媒体を活用し、県の情報を積極的に発信します。

- 県ホームページを充実させるとともに、メールマガジン、ユーチューブ、ツイッター等のICT媒体を活用した効果的・効率的な情報発信を行います。
- ホームページ、紙媒体（県民だより）及び放送メディア（ラジオ・テレビ）を連携させた広報の充実を図ります。

県ホームページのアクセス件数累計 4,000万件（平成28～32年度）

- 民間との協働推進や県政の透明性の向上に資するため、県が保有する公共データをオープンデータ※5として公開し、民間等による活用を促進します。

平成28年度中 「オープンデータ・ベリーとちぎ※6」本格版への移行
（H26.8月～試行版公開中）

※5 オープンデータ：国や地方公共団体が保有する公共データについて、コンピュータで加工しやすく、特定のソフトウェアに依存しない形式で公開し、営利目的も含めた二次的な利用を促す取組又はそのデータ

※6 オープンデータ・ベリーとちぎ：県が保有するデータを公開し、その民間利用を促すことにより、公開データを利用した様々なビジネスの創出や、県民生活の利便性向上に寄与することを目指し、県が開設したオープンデータサイト

取組項目 No.7

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用

県民への説明責任を果たし、透明性の高い県政の実現を目指すため、情報公開制度及び個人情報保護制度を適正に運用します。

- 情報公開制度及び個人情報保護制度を適正に運用するとともに、制度を利用する県民の利便性の向上に努めます。
- 県と密接に関係する指定管理者や県出資法人等に対しても、情報公開制度や個人情報保護制度の適正な運用を図ることができるよう、指導・助言を行います。

取組項目 No.8

入札制度等の改善

契約の透明性の向上と更なる適正化を図るため、入札制度等の適正な運用や適切な改善に努めます。

- インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保の達成に向け、発注・施工時期の平準化の推進、及び総合評価落札方式の拡充など、入札制度の適正な運用と改善に努めます。
- 随意契約における見積参加機会の公平性を確保するため、公募型の見積合わせを活用し、一層の競争性及び透明性の向上に努めます。

平成28年4月～ 随意契約における公募型見積合わせ（オープンカウンター）※7の本格実施

1-4 民間活力の活用

取組項目 No.9

指定管理者制度※8の効果的な運用等

民間のノウハウの積極的な活用や県民サービスの向上、県と民間の適切な役割分担等を図るため、公の施設における指定管理者制度の運用や県の事務事業の民間委託等に取り組みます。

- 県民サービスの向上や効率的な施設運営を図るため、指定管理施設の管理運営状況について、モニタリングや評価等を実施するとともに、評価結果等についてホームページで公表し、透明性を確保します。

※7 公募型見積合わせ（オープンカウンター）：物品調達に係る見積合わせにおいて、見積書の提出を依頼する相手方を特定せず調達案件をホームページ等で公開し、見積参加希望者から広く見積書の提出を受けて、契約の相手方を決定する方式の見積合わせ

※8 指定管理者制度：公の施設について、施設の設置の目的を効果的に達成できるよう、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図るため、地方自治法の改正（平成15年9月2日施行）により設けられた制度

- 指定管理者の公募に際し、優れた経営ノウハウを有する民間企業の応募が促進されるよう、制度運用の見直しを行います。

平成28～29年度	運用の見直し検討
平成30年度～	見直し結果に基づく運用開始

取組項目 No.10

施設整備への民間活力の活用

民間のノウハウや技術を活用した低コストで良質な公共サービスの提供を図るため、PPP※9やPFI※10の手法など施設整備に係る民間活力の活用について、積極的に検討します。

- PFI事業プロセスガイドラインを策定し、県におけるPFI事業の導入スキーム及び民間事業者からの提案に対する対応方針等を明らかにします。

平成28年度中	PFI事業実施プロセスガイドラインの策定
---------	----------------------

- PFI等の手法について、県有施設の整備等への活用を積極的に検討するとともに、全県的な普及方策について研究します。

I-5 規制・行政手続等の改善

取組項目 No.11

規制緩和の効果的な実施

県の規制や手続きのあり方について、社会経済情勢の変化等に合わせて適時適切に見直し、規制緩和を効果的に実施します。

- 県の規制や手続き等について、平成27年度の見直し結果を確実に実行するとともに、新たな規制改革推進指針に基づき、計画的、効果的な規制改革に取り組みます。
- 地域の特性に応じた規制緩和等により地域の活性化を図るため、特区制度等の活用を推進します。

※9 PPP:Public Private Partnershipの略称。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの

※10 PFI:「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の建設、維持管理及び運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

取組項目 No.12

適正な行政手続等の確保

行政手続の基準の明確化・具体化を図るとともに、行政不服審査制度を適正に運用し、行政の一層の公正性・透明性の向上を図ります。

- 許認可等の行政手続について、基準の明確化・具体化や県民サービスの向上を図るため、審査基準、標準処理期間及び処分基準を適正に運用します。
- 行政不服審査制度について、標準審理期間の設定等による迅速性確保に努めながら、公正性・透明性の向上に向け、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続等の適正な運用を図ります。

取組項目 No.13

手続の利便性の向上

ICTの効果的な活用により、申請・届出や公金収納等の手続に係る利便性の向上を図ります。

- インターネットの利用による申請・届出等手続について、オンライン化対象手続の拡大や県民の利用促進を図ります。
- 県公金の納付環境の整備による県民の利便性の向上を図るため、金融機関の窓口に加え、ATMやインターネットバンキングを利用して納付できるペイジー収納サービス※11等の電子収納の導入及び運用を進めます。

平成28年4月～ ペイジー収納サービス等の電子収納の導入

平成29年度中 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）※12に伴う電子納税開始

※11 ペイジー収納サービス：日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワーク（各種の料金・税金などの収納を行う企業・公共団体等と各種金融機関とを繋ぐネットワーク）を活用した決済サービス

※12 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）：自動車を保有するために必要な手続と税・手数料の納付をオンライン申請で、一括して行うことが可能となるサービス

目標II【自律】自律的な行財政基盤の確立

- 義務的経費の増加や新たな行政需要への対応等により、引き続き財源不足が見込まれる中、県政の持続的な発展に向けて、強固な行財政基盤の確立を図ります。
- そのため、行政コストの削減や歳入の確保など、財政健全化の取組を継続します。
- 公共施設等の社会資本が老朽化していく中、県有財産を適切に維持管理し、有効活用を図ります。

推進項目		取組項目	
6	持続可能な財政運営	14	中期的な視点に立った財政運営
		15	県債残高の抑制
		16	財政状況の「見える化」の推進
7	行政コストの削減	17	事務事業の見直し
		18	補助金等の見直し
8	歳入の確保	19	県税収入の確保
		20	自主財源の確保
9	県有財産の適正管理と有効活用	21	公共施設等の総合的・計画的な管理
		22	県有財産の総合的な利活用の推進
10	公営企業等の自立的経営	23	企業局事業の効率的な経営
		24	病院事業経営の健全化
		25	公営企業会計の適用の推進

1 これまでの財政健全化への取組

(1) とちぎ未来開拓プログラム（平成21年10月策定、集中改革期間：平成21年度～24年度）

① プログラム策定時の財政状況

県債の償還が高水準にあることや、高齢化の進行に伴う医療福祉関係経費の増加に加え、国の三位一体の改革により地方交付税等が大幅に削減された結果、財政調整的基金の取崩しが増大し、21年度末には基金残高が30億円となることが見込まれました。

また、県税収入の落ち込みもあり、22年度以降、大幅な財源不足が見込まれ、このままでは「財政再生団体」に転落する恐れがでてきたことから、「とちぎ未来開拓プログラム」を策定し、21年度から24年度を集中改革期間として財政健全化に取り組むこととしました。

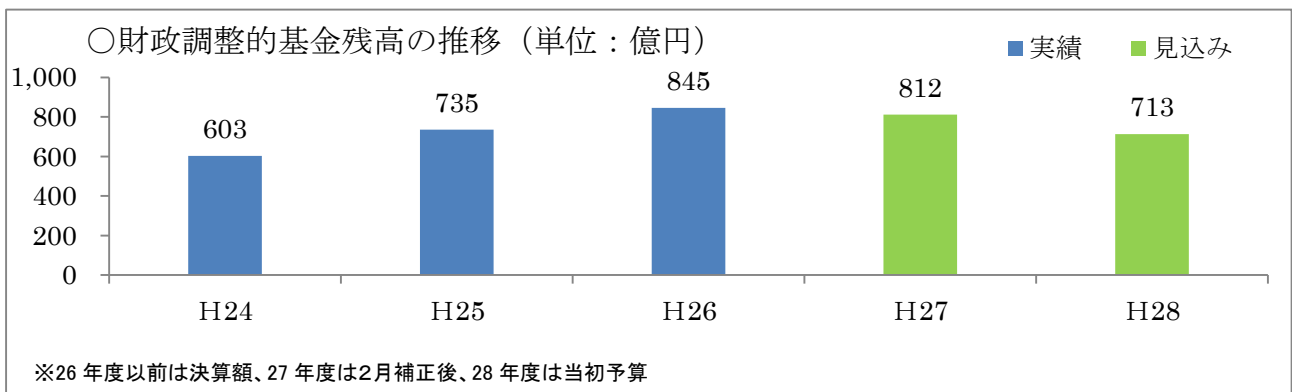
② プログラムの取組成果

プログラム策定時には、毎年300億円を超える財源不足が見込まれていましたが、プログラムに掲げた給与カット、内部努力の徹底、行政経費の削減等の取組等により、25年度には財源不足を実質収支の範囲内である49億円にまで改善し、「収支の均衡した予算編成」を達成し、枯渇が見込まれた財政調整的基金は24年度末で603億円の残高を確保しました。

(2) 財政健全化取組方針（平成25年3月策定、取組期間：平成25年度～27年度）

プログラムの集中改革期間における取組により、25年度当初予算では「収支の均衡した予算を編成」することができましたが、25年2月に作成した中期財政収支見込みでは、プログラムの取組を継続しても、公債費、医療福祉関係経費等の義務的経費の増加、さらには新たな行政需要への対応等により、引き続き財源不足が見込まれました。

そのため、「収支均衡予算の継続」と「財政調整的基金の涵養」を目標とした「財政健全化取組方針」を策定し、25年度から27年度において、行政経費の削減や内部努力の徹底、歳入の確保等の取組等を継続したことにより、26年度から28年度当初予算において収支均衡予算を編成することができました。財政調整的基金については28年度末で713億円の残高となる見込みです。



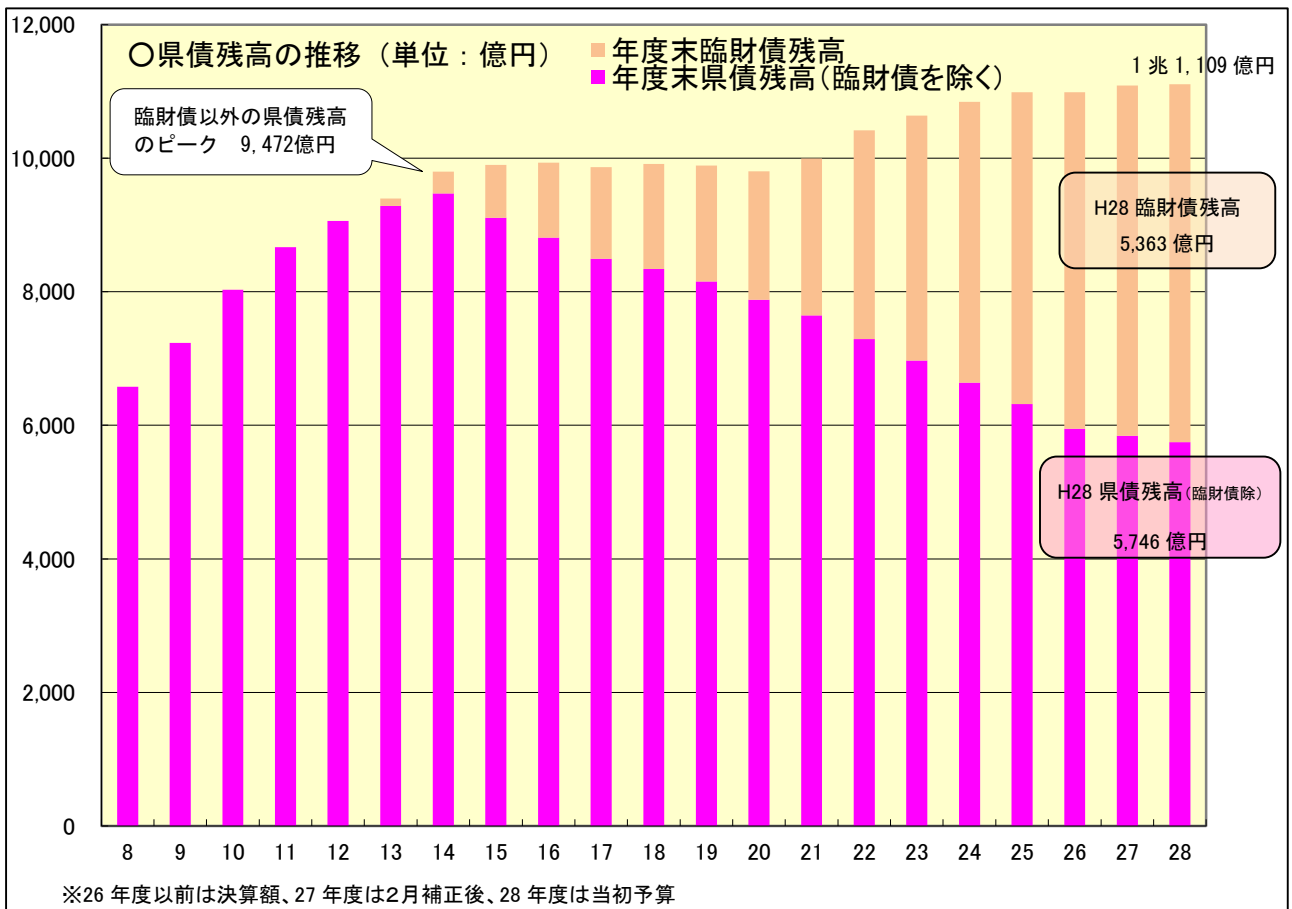
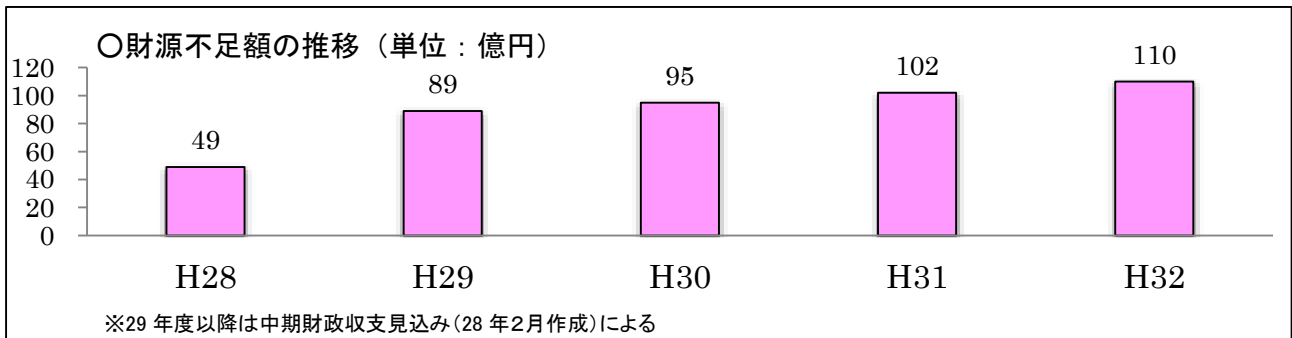
2

今後の財政収支見込みと財政健全化への取組

平成28年2月に作成した中期財政収支見込みにおいても、医療福祉関係経費等の増加に加え、大規模建設事業、「とちぎ元気発信プラン」等に基づく取組など新たな行政需要への対応等により、29年度から32年度までの各年度において89億円から110億円の財源不足が見込まれています。

また、県債残高については、国の地方財源不足対策による臨時財政対策債^{※13}の増加もあり、22年度以降1兆円を超える水準が続いています。

このため、引き続き、「行政コストの削減」や「歳入の確保」、「県有財産の適正管理と有効活用」等に取り組み、県政の持続的発展を可能とする強固な財政基盤を確立していく必要があります。



※13 臨時財政対策債：国から地方公共団体に配分する地方交付税の不足額を、いったん地方公共団体に借り入れる県債。なお、返済する際の財源は、全額、地方交付税で補てんされる。

II-6 持続可能な財政運営

取組項目 No.14

中期的な視点に立った財政運営

今後も財源不足が見込まれる中で、健全財政を維持できるよう、中期財政収支見込みを作成・公表するなど、中期的な視点に立った財政運営を行います。

- 経済情勢や国の地方財政対策等を踏まえ、毎年度、当初予算編成に合わせて中期財政収支見込みを作成・公表します。
- 新たな行政需要に的確に対応するため、予算執行段階での節約に取り組むなど、財政調整的基金の涵養を図りながら、その適切な活用に努めます。

取組項目 No.15

県債残高の抑制

今後、大規模建設事業や公共施設等の長寿命化対策などにより県債発行の増加が見込まれる中で、引き続き、適切な県債発行に努めます。

- 県債残高の抑制を図るため、事業費の節減や国庫補助金等の活用などにより、県債発行額の縮減に努めます。

平成32年度末の県債残高（臨時財政対策債を除く）を平成26年度末の水準以下に抑制

取組項目 No.16

財政状況の「見える化」の推進

本県の財政状況についての県民の理解が深まるよう、財政健全化判断比率や地方公会計※14関係資料などをわかりやすく公表します。

- 財政健全化判断比率、類似団体との財政比較分析表等の各種財政関係資料を作成・公表します。
- 現行の予算・決算制度を補完する地方公会計について、固定資産台帳の整備等を前提とした統一的な基準による財務書類を作成・公表します。

平成28年度中 統一的な基準による財務書類の作成準備

平成29年度～ 統一的な基準による財務書類の公表

※14 地方公会計：現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、ストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握できるよう、貸借対照表など発生主義に基づく財務書類を整備する手法

II-7 行政コストの削減

取組項目 No.17

事務事業の見直し

県民ニーズの検証や県の役割分担の明確化、費用対効果、受益者負担の適正化の観点から、事務事業の見直しに取り組みます。

- 職員一人ひとりのコスト意識を高め、内部管理経費や庁舎の維持管理経費等の節約に努めるとともに、各部局の主体的判断に基づく事務事業の見直しに取り組みます。
- 今後、医療福祉関係経費などの義務的経費の増加が見込まれることから、国の動向も注視しながら、その抑制に努めます。
- 公共事業の構想・計画段階から維持管理までの全てのプロセスにおけるコスト縮減に努めます。
- 職員の創意と工夫により、予算額を計上せずに実施する「ゼロ予算事業」を推進します。

取組項目 No.18

補助金等の見直し

県の役割の明確化等の観点から、市町や各種団体等への補助金等の必要な見直しに努めます。

- 県の役割の明確化、費用対効果等の観点から重点化を図るなど、市町や各種団体等への補助金等の必要な見直しに努めます。

II-8 歳入の確保

取組項目 No.19

県税収入の確保

税負担の公平性の観点から、滞納の未然防止及び収入未済額の縮減に取り組みます。

- 納税しやすい環境を整備することにより、滞納の未然防止に向けた取組を推進します。
- 県税の徴収力の強化を図り、収入未済額の一層の縮減を図ります。

各年度末における県税の収入未済額を前年度よりも減少
各年度における自動車税の納期内納付率を前年度よりも上昇

- 納税意識啓発による税収入の確保を図る観点から、税務広報の一層の推進を図ります。
- 個人県民税の徴収促進に向け、市町との連携・協力による税収確保の取組を推進します。

取組項目 No.20

自主財源の確保

広告収入の確保、滞納の未然防止及び債権回収の強化等により、自主財源の確保に努めます。

- 県が発行する広報媒体や県有施設を活用した広告事業について、各部局における導入目標の設定や広告媒体の拡大等により、一層の広告収入の確保を図ります。
- 自主財源確保のための新たな手法等について検討します。
- 県外在住者等に対し、とちぎの魅力を伝える周知活動を積極的に行うとともに、納付機会の拡大を通じた利便性の向上を図ること等により、ふるさと納税を促進します。
- 滞納の未然防止及び債権回収の強化等による収入未済額の縮減に向け、全庁的に取組を推進します。

各年度末における県全体の未収債権額を前年度よりも減少

- 平成29年度をもって課税期間が終了する「とちぎの元気な森づくり県民税」について、これまでの事業効果を検証し、平成30年度以降のあり方について検討します。

II-9 県有財産の適正管理と有効活用

取組項目 No.21

公共施設等の総合的・計画的な管理

公共施設等総合管理計画の策定等により、公共施設等の総合的・計画的な管理を行います。

- 過去に整備された公共施設等が大量に更新時期を迎える中、財政負担の軽減・平準化等を図るため、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の長寿命化を推進するなど、総合的・計画的な管理を行います。

平成28年度中 公共施設等総合管理計画の策定

取組項目 No.22

県有財産の総合的な利活用の推進

県有財産を経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な視点を踏まえ、効果的・効率的な利活用を推進します。

- 未利用財産の処分及び貸付を推進し、歳入の確保に努めます。
- 県有施設の現状を適切に把握し、施設の有効活用や効率的な維持管理に努め、ファシリティコストの縮減を図ります。
- 市町等との適切な役割分担や県民サービスの向上を図る観点等から、県有施設の効果的な管理運営方法等について検討します。

II-10 公営企業等の自立的経営

取組項目 No.23

企業局事業の効率的な経営

平成28年度から37年度までの10か年を計画期間とする「栃木県企業局経営戦略（仮称）」に基づき、計画的、効率的な経営を推進します。

- 「安定的なサービス提供」、「経営基盤の強化」、「地域や環境への貢献」の3つの経営方針のもと、各事業を計画的、効率的に経営します。
- 外部委員で組織される経営評価委員会において計画の達成度を評価し、その結果をホームページで公表します。

取組項目 No.24

病院事業経営の健全化

平成32年度までの経営改革プランに基づき、自立的な経営に向けた改善に取り組みます。

- 岡本台病院及びとちぎリハビリテーションセンターについては、平成32年度までを計画期間とする経営改革プランを策定し、経営形態の見直しも含め、自立的な経営に向けた改善に取り組みます。

平成28年度中 現プランの改定又は新プランの策定

- 外部有識者による経営改革プランの進捗状況の点検・評価を行い、結果を公表します。
- 地方独立行政法人栃木県立がんセンターについては、同法人評価委員会を通して、中期目標の達成を目指します。

取組項目 No.25

公営企業会計の適用の推進

流域下水道事業について、地方公営企業法による公営企業会計に移行します。

- これまで官庁会計方式で経理を行ってきた流域下水道事業について、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、地方公営企業法による公営企業会計に移行します。

平成28～31年度 地方公営企業法適用のための準備

平成32年度～ 公営企業会計の適用

目標Ⅲ【原動力】効果的・効率的な県政運営の推進

- 県民満足度の高い県政を推進するため、政策評価を実施し、施策の実効性・透明性等の担保に努めるとともに、監査の実施等による適正で効率的な業務執行を確保します。
- 限られた行財政資源で実効性ある施策展開を行うため、ICTの活用や更なる事務処理の改善等を進めるとともに、効果的・効率的な執行体制の確立を図ります。
- 何事にも果敢に挑戦する気概を持ち、独自性・主体性のある施策の立案・展開ができる意欲と能力を備えた職員の育成・活用を図ります。

推進項目		取組項目	
11	透明で効果的な行政評価等の実施	26	効果的な行政評価等の実施
		27	監査の適正な実施等
12	業務の改善・効率化	28	全庁的な業務改善の推進
		29	ICTの活用による業務の改善・効率化
		30	環境マネジメントの推進
13	組織力の強化	31	効果的・効率的な組織づくり
		32	適正な定員管理の実施等
14	人材育成・活用の推進	33	人材の確保
		34	課題対応能力を有する人材の育成・活用
		35	意欲と活力に満ちた職場づくり
		36	女性が活躍できる環境づくり
15	県出資法人等の自立的な経営	37	県出資法人等に対する指導等

III-11 透明で効果的な行政評価等の実施

取組項目 No.26

効果的な行政評価等の実施

効果的、効率的な政策形成を進めるとともに、政策についての県民への説明責任の徹底を図るため、効果的な行政評価制度を実施します。

- 「とちぎ元気発信プラン」について、目標や成果を的確かつ分かりやすく表す成果指標を設定するとともに、PDCAサイクル※15により施策の効果を検証し、改善を図ります。
- 「とちぎ創生15戦略」について、戦略ごとに重要業績評価指標（KPI）※16を設定するとともに、外部有識者等を含む検証機関を設置し、「とちぎ元気発信プラン」と関連付けながらPDCAサイクルにより達成度を検証し、施策の改善を図ります。

平成28年度～ 「とちぎ元気発信プラン」及び「とちぎ創生15戦略」の政策評価の運用開始

- 公共事業の効率性と実施プロセスの一層の透明性の向上を図るため、事業の事前評価、再評価、事後評価を行う評価システムを適切に運用するとともに、公共事業評価委員会を開催します。
- 公共事業評価委員会での意見など、その結果については、評価資料と併せてホームページで公表します。

取組項目 No.27

監査の適正な実施等

厳正かつ公正な監査の実施等により、公正で効率的な県政運営を行います。

- 公正で効率的な県政の運営に資するため、厳正かつ公正な監査を実施します。
- 財務会計はもとより、複式簿記など専門的な会計業務に精通した監査を担当する職員を育成します。
- 県民に信頼される県政運営を行うため、不適正経理、事務処理ミス、法令違反等の発生リスクを最小化できる管理体制を検討します。

※15 PDCAサイクル:Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、
不断のサイクルとし、継続的な改善を図るマネジメント手法

※16 重要業績評価指標(KPI):KPIは、Key Performance Indicator の略称。戦略ごとの進捗状況を検証するために設定する
指標

III-12 業務の改善・効率化

取組項目 No.28

全庁的な業務改善の推進

公務部門の生産性の向上等を図るため、業務プロセスの再構築（BPR）※17を推進する視点から、全庁を挙げて業務改善に取り組みます。

- 生産性と県民サービスの向上を図るため、職員一人ひとりが自らの業務を見直すとともに、効果的な改善・改革事例を庁内に広めるための業務改善運動に全庁を挙げて取り組みます。

平成28年度中 運動の見直し検討
平成29年度～ 見直し後の運動の展開

- 意思決定の迅速化や効率化など、全庁的な業務プロセス等について、引き続き、見直しを行います。

取組項目 No.29

ICTの活用による業務の改善・効率化

限られた財源等で実効ある施策展開を行うため、ICTの効果的な活用等により、事務処理の改善、効率化を進めます。

- 各種行政情報システムを効果的に運用し、業務の効率化を図るとともに、各システムの運用全般に関してセキュリティ対策を強化します。
- 庁内情報システム全体の最適化のため、仮想化技術※18を用いて庁内の情報システムのサーバ等を集約する「共同利用型基盤」を構築・運用し、運用経費の削減等を図ります。

平成28年度中 共同利用型基盤の構築
平成29年4月～ 共同利用型基盤の運用開始・システム移行

共同利用型基盤の構築によるサーバ集約
対象サーバ見込数200台（平成26年度）を平成32年度末までに7台に集約

※17 業務プロセスの再構築(BPR):BPRは、Business Process Re-engineeringの略称。組織の目標を達成するために、既存の業務内容や業務フロー、組織構造やルールを見直し、再設計すること。

※18 仮想化技術:1台のサーバをあたかも複数のサーバであるかのように分割し、分割されたサーバ上で、それぞれ別のシステムを独立して動作させる技術。この技術の利用によりサーバの統合・集約が可能となる。

- 行政サービスの向上や業務の効率化の観点から、マイナンバー※19の適正かつ効果的な活用を図るとともに、安全管理措置を適切に行います。

平成28年度中 情報連携開始に向けた準備
平成29年7月～ 情報連携開始

- 事務処理の効率化や行政コストの削減を図るため、文書管理システムにおける電子決裁の活用を推進します。
- 事務処理フローの改善など、総合庶務事務システムのより効率的・効果的な運用を図ることにより、総務事務センターによる給与や旅費等の総務事務の効率化を推進します。
- 客観的なデータに基づき、ターゲットを絞った効果的な施策を立案・展開できるよう、地域経済分析システム（RESAS〔リーサス〕）※20（ビッグデータ※21）を有効に活用します。

取組項目 No.30

環境マネジメントの推進

県の活動による環境への負荷を低減するため、電気使用量の抑制等の省エネ・省資源行動等に率先して取り組みます。

- 栃木県環境マネジメントシステム（EMS）※22を運用し、県の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を把握し、その排出を抑制します。

県庁の温室効果ガス排出量の削減目標（次期地球温暖化対策実行計画に掲げる目標値）

※19 マイナンバー：個人が一人ひとつ持つ12桁の番号。社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤

※20 地域経済分析システム(RESAS〔リーサス〕)：RESASは、Regional Economy (and) Society Analyzing Systemの略称。国が提供するシステムで、産業、観光、人口、自治体比較などに関するビッグデータを収集し、グラフや地図で可視化するシステム

※21 ビッグデータ：インターネットなどのソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPSから発生する位置情報など、膨大で複雑な従来の技術では管理や処理が困難なデータ群

※22 EMSは、Environmental Management Systemの略称。企業や団体が、活動によって生じる環境への負荷の低減に向けて、点検管理を行いながら、自主的に改善していく仕組み(ルール)のこと。

III-13 組織力の強化

取組項目 No.31

効果的・効率的な組織づくり

複雑・多様化する県民ニーズや新たな行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、効果的・効率的な組織を整備します。

- 急速な少子高齢化や人口減少などの課題に的確に対応するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会・全国障害者スポーツ大会等の大規模イベントの開催を見据え、選択と集中の考え方にに基づき、効果的かつ効率的な組織を整備します。

取組項目 No.32

適正な定員管理の実施等

行政需要に見合ったメリハリのある職員配置を行うこと等により適正な定員管理を行うとともに、人事制度についてより分かりやすく情報提供します。

- 人口減少問題や国体開催等の新たな行政需要を踏まえながら、職員の年齢構成も考慮し、今後とも計画的な定員管理を実施します。

一般行政部門の職員数 4,300人程度（平成33年4月1日現在）

- 職員の再任用制度の円滑な運用を図り、再任用職員の能力・経験を有効活用しながら、組織全体の執行力の確保に努めます。
- 県民への説明責任の観点から、人事制度について、公表内容の更なる充実を図り、より分かりやすい情報提供に努めます。

III-14 人材育成・活用の推進

取組項目 No.33

人材の確保

活力ある組織を確保する観点から、有望な人材を採用するための取組を進めます。

- 意欲と能力にあふれる有望な人材を採用するため、インターンシップ※23や大学との連携等により、栃木県職員として働くことの魅力を発信します。

※23 インターンシップ:学生に就業体験の機会を提供する制度

取組項目 No.34

課題対応能力を有する人材の育成・活用

複雑・多様化する行政課題に的確に対応できる職員を人事配置や人事交流などを通じて育成するとともに、その能力等を適正に評価し、活用します。

- 限られた人員で、組織として最大の執行力を発揮できるよう、職位、年代や適性等を踏まえた計画的な人事配置を行い、意欲的で高い課題対応能力を有する職員を育成します。
- 新たな政策課題に的確に対応できる職員の育成や人的・組織的ネットワーク形成等を目的として、他自治体、国や民間企業との戦略的な人事交流を推進します。
- 人材育成型の人事評価システムを実施し、人事評価の結果を職員の登用や適材適所の人事配置等に活用するとともに、給与に反映させることにより、職員の能力と意欲の向上に努めます。
- 職員の士気高揚と職場の活性化を図るため、職員公募制度の更なる活用を推奨します。

取組項目 No.35

意欲と活力に満ちた職場づくり

職場内でのコミュニケーションの充実等により、職員が共に支え合い、意欲を持って十分に能力を発揮できる活力ある職場づくりに取り組みます。

- 所属長面談や幹部職員と一般職員との意見交換を計画的に実施すること等により、職員間のコミュニケーションの充実を図り、職員が意欲を持って十分能力を発揮できる風通しのよい職場づくりに取り組みます。
- メンタルヘルスをはじめとする職員の健康管理に努め、明るく活力に満ちた職場づくりに取り組みます。
- 育児休業や各種休暇等が取得しやすい職場の環境づくりや超過勤務の縮減などを進めるとともに、フレックスタイム制※24やテレワーク※25など柔軟で多様な勤務形態のあり方について検討を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

男性職員の育児関係休暇等取得率（平成32年度）

・ 育児休業	13%
・ 妻の出産時休暇	100%
・ 妻の出産時の子の養育休暇	50%

※24 フレックスタイム制：1カ月以内で一定期間の総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を自分で選択して働ける制度

※25 テレワーク：在宅勤務など情報通信技術（ICT）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方

取組項目 No.36

女性が活躍できる環境づくり

女性が輝く社会の実現に向け、女性職員がやりがいを持っていきいきと活躍できる環境づくりを進めます。

- 女性職員が、県行政の幅広い分野や様々な立場で活躍できるよう、女性職員を対象とした研修の開催等によるキャリア形成支援や、意欲と能力のある人材の積極的な登用等に取り組みます。

女性職員の割合（平成32年度）

- ・ 管理的地位（課長級以上）に占める女性の割合 15%
- ・ 課長補佐級職員に占める女性の割合 25%

III-15 県出資法人等の自立的な経営

取組項目 No.37

県出資法人等に対する指導等

出資法人等に対し、経営の適正化や業務の活性化等に向けて、必要かつ適切な指導等を引き続き行います。

- 県出資法人等の経営の適正化・活性化の一層の推進に資するため、経営状況の把握・公表を行うとともに、県の関与の度合いに応じて、必要かつ適切な指導・助言を行います。
- 県出資法人等のうち、県の関与が深く、特に重点的に指導を行う必要がある法人（特定指導法人）については、本大綱の推進期間中においても、「特定指導法人の見直し基本方針（改定）」（H22.12月策定）における取組について、適切な進行管理を行います。
- 特定指導法人に対する指導・助言を適切に行うため、経営点検評価制度を導入し、特定指導法人の状況を県民に分かりやすく説明できるよう、関連するデータを公表します。

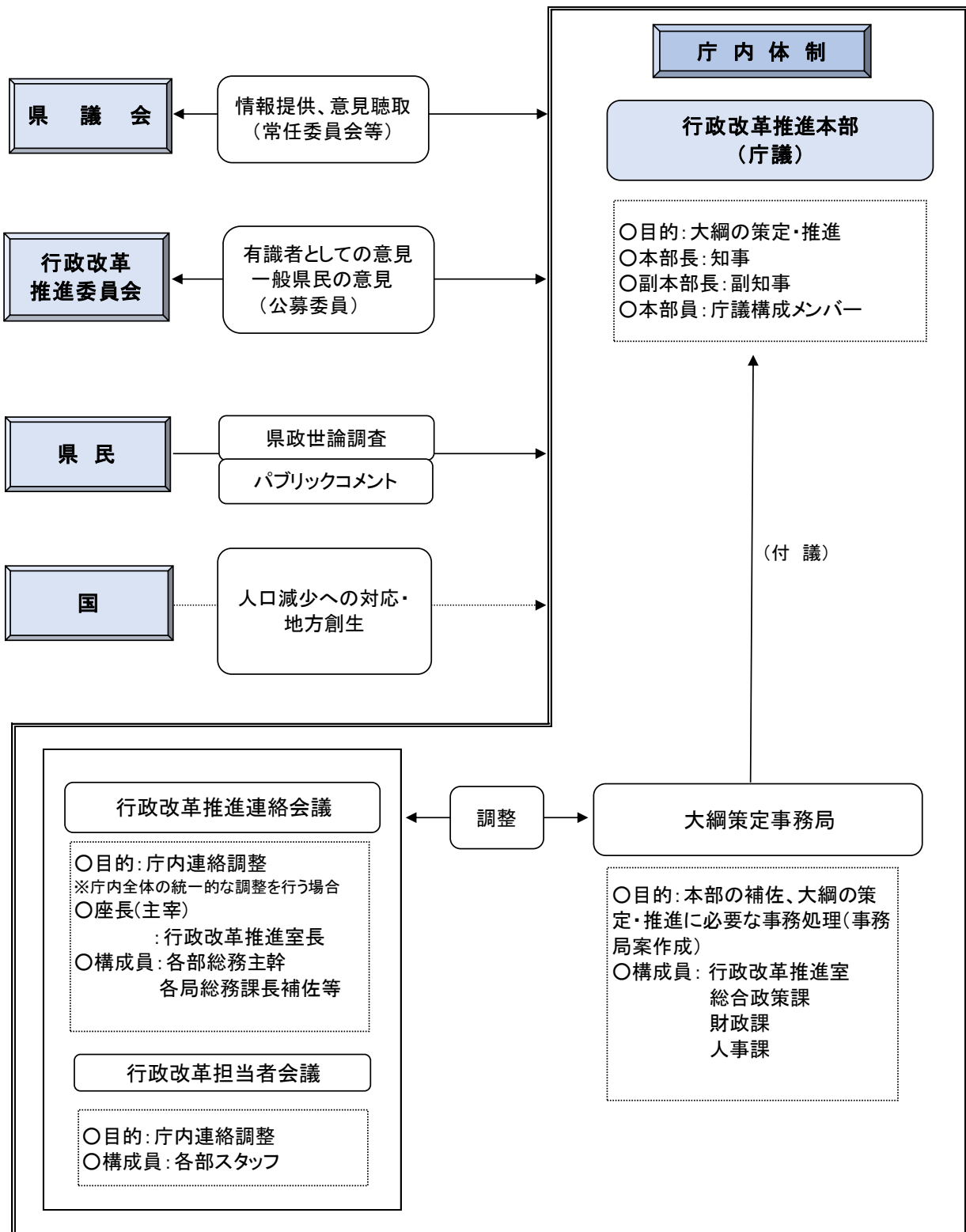
平成28年度～ 経営点検評価制度の検討

参考資料

1 策定経過

年月日		内容
平成26年 5月21日 ～ 6月13日	栃木県政世論調査	県之行財政改革に対する県民意識等の把握
平成27年 2月16日	栃木県行政改革推進本部	策定方針の決定
平成27年 2月26日	栃木県議会 県政経営委員会	策定方針の報告
平成27年 3月18日	栃木県行政改革推進委員会	策定方針の報告
平成27年 5月26日	栃木県行政改革推進本部	基本的な考え方（総論骨子案）の決定
平成27年 7月22日	栃木県行政改革推進委員会	基本的な考え方（総論骨子案）の報告
平成27年 9月16日	栃木県行政改革推進本部	具体的取組（各論）の検討
平成27年10月19日	栃木県行政改革推進本部	栃木県行財政改革大綱（第6期）（素案）の決定
平成27年10月22日	栃木県議会 県政経営委員会	栃木県行財政改革大綱（第6期）（素案）の報告
平成27年10月29日	栃木県行政改革推進委員会	栃木県行財政改革大綱（第6期）（素案）の報告
平成27年11月25日 ～12月24日	パブリック・コメント	栃木県行財政改革大綱（第6期）（素案）パブリック・コメントの実施
平成28年 2月10日	栃木県行政改革推進委員会	とちぎ行革プラン2016〔栃木県行財政改革大綱（第6期）〕（案）の報告
平成28年 2月16日	栃木県行政改革推進本部	とちぎ行革プラン2016〔栃木県行財政改革大綱（第6期）〕の決定

<策定体制>



2 行財政改革大綱に基づく取組状況

<取組状況一覧>

栃木県行政 改革大綱 ＜平成6～9年度＞	栃木県行政 改革大綱(第2期) ＜平成10～12年度＞	栃木県新行政 改革大綱 ＜平成13～17年度＞	栃木県行財政 改革大綱 ＜平成18～22年度＞	栃木県行財政 改革大綱(第5期) とちぎ行革プラン ＜平成23～27年度＞
協働・地方分権の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ● 出先機関への権限移譲 ● 外郭団体等の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村への権限移譲 ・77法令715項目 (H12.4.1現在) ● 外郭団体等の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村への権限移譲 ・87法令1,185項目 (H17.4.1現在) ● 出先機関への権限移譲 ・40法令 183項目 ● NPO等民間活動との協働のための環境整備 ● 外郭団体の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村への権限移譲 ・126法令2,146項目 (H22.4.1現在) ● 指定管理者制度の導入 ● 県有施設の見直し ● 青少年教育施設の廃止等 ● 県出資法人等の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村への権限移譲 ・120法令1,996項目 (H27.4月時点、特例条例移譲分のみ) ● 指定管理者制度の運用 ● 施設整備への民間活力の活用 ● 県有施設の見直し ・風土記の丘資料館の地元市町への移管等 ● 県出資法人等の見直し
開かれた県政の推進				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報公開条例施行 ● 審議会等の会議の原則公開、委員の一般公募制の導入 ● 旅券センターでの旅券日曜日交付開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● とちぎ政策マネジメントシステムの導入・活用 ● パブリックコメント制度の導入・活用 ● 公共事業の電子入札システムの運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新とちぎ政策マネジメントシステムの導入・活用 ● 公共事業評価システムの拡充 ● 県民サービス向上運動の試行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重点戦略マネジメントの実施 ● ICTを活用した県政情報の発信 ● 県民サービス向上運動の本格実施
財政基盤の確立				
<ul style="list-style-type: none"> ● 事務事業の休廃止等 587件 ● 補助金の休廃止等 284件 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務事業の休廃止等 237件 ● 補助金の休廃止等 248件 ● 投資的経費抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務事業の休廃止等 387件 ● 補助金の休廃止等 251件 ● 公共事業のコスト縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務事業の見直し 1,622件 ● 補助金の休廃止等 241件 ● 県債発行額の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務事業の見直し 1,235件 ● 補助金等の見直し 95件 ● 未来開拓プログラム・財政健全化取組方針に基づく健全化への取組 ● 収支均衡予算の編成・継続 ● 財政調整的基金の涵養
執行体制の確立				
<ul style="list-style-type: none"> ● 定員管理の適正化 ・一般行政部門 △101人 (H6.4.1～H10.4.1) ● 県民生活部福祉部門と衛生環境部保健医療部門の統合・再編 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定員管理の適正化 ・一般行政部門 △174人 (H10.4.1～H13.4.1) ● 農務部関係の組織改編 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定員管理の適正化 ・一般行政部門 △252人 (H13.4.1～H18.4.1) ● 環境部門、商工部門の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定員管理の適正化 ・一般行政部門 △493人 (H18.4.1～H23.4.1) ● 環境部門と林務部門の統合・再編 ● 市町村合併の進展に伴う出先機関の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定員管理の適正化 ・一般行政部門 △206人 (H23.4.1～H27.4.1) ● 人事評価システムの本格導入 ● 総務事務センターの設置

<大綱ごとの取組状況>

平成6年度～平成9年度

栃木県行政改革大綱（平成7年10月策定）

〔改革の視点〕

- 事務事業の見直し
- 行政組織の見直し
- 人事管理の見直し
- 事務処理の効率化

【主な実績】

(1) 「事務事業の見直し」に関する事項

- 事務事業の整理合理化
 - ・1係1改善など職員提案等による全庁的な事務事業の見直しを実施
- 補助金等の整理合理化
 - ・事務事業の休廃止等：587件／補助金の休廃止等：284件△115.5億円

(2) 「行政組織の見直し」に関する事項

- 本庁・出先機関の組織・機構の見直し
 - ・県民生活部福祉部門と衛生環境部保健医療部門を統合し、「保健福祉部」を設置するとともに、福祉事務所8所と保健所10所1支所を健康福祉センター10所（広域5所、地域5所）に再編（8～9年度）
 - ・新たな県民生活行政と総合的な環境行政を推進するため、「生活環境部」を設置（8年度）
 - ・財務会計システムの導入に伴い出納局の体制を整備し、出納事務所9所を廃止（7年度）

(3) 「人事管理の見直し」に関する事項

- 定員管理と給与の適正化の推進
 - ・職員定数を据え置きながらスクラップ・アンド・ビルドを基本とした人員の適正配置を実施
 - ・推進期間中における増減（H6.4.1→H10.4.1）
一般行政：△101人／教育：△543人／警察：+117人／公営企業：+2人
※公営企業は、病院・企業庁・下水道・公営競技などに従事する職員
- 職員の能力開発等の推進
 - ・I種・II種試験を統合した新たな職員採用試験制度を実施（9年度）

(4) 「事務処理の効率化」に関する事項

- 行政の情報化の推進
 - ・情報通信技術を活用した事務処理の効率化や高度化を実施
- 出先機関に対する権限移譲等の推進
 - ・県民に身近なサービスの出先機関への権限移譲を実施

【改革の視点】

- 事務事業の見直し
- 行政組織と人事管理の見直し
- 分権の推進と県民に開かれた県政
- 事務処理の効率化と県民サービスの向上

【主な実績】

(1) 「事務事業の見直し」に関する事項

- 施策・事務事業の整理合理化
 - ・全庁的な事務事業の見直し、補助金の休廃止等を実施
 - ・事務事業の休廃止等：237件△90.1億円／補助金の休廃止等：248件△68.3億円
- 健全な財政運営の確保
 - ・投資的経費の抑制と併せ、一般財源キャップ制等により経費を縮減

(2) 「行政組織と人事管理の見直し」に関する事項

- 組織機構の見直し
 - ・農務部の本庁及び出先機関の全般にわたる組織改編を実施(12年度)
8課44出先機関→7課1室17出先機関
 - ・担当グループ制の導入・拡大(11・12年度)
知事部局本庁 239係43担当(10年度)→200担当(12年度)
- 外郭団体等の見直し
 - ・見直し方針に基づき、統合再編(30→24団体)、効率化等を促進
- 定員管理と給与の適正化の推進
 - ・定員適正化計画(H10.4→H13.4:一般部門約△3%,約△170人)を策定
 - ・推進期間中における増減(H10.4.1→H13.4.1)
一般行政：△174人／教育：△577人／警察：△6人／公営企業：+122人
 - ・特殊勤務手当及び給料の調整額全般にわたる見直しを実施(12年度)

(3) 「分権の推進と県民に開かれた県政」に関する事項

- 県民参加による県政
 - ・審議会等の会議の原則公開を実施(10年度)
 - ・審議会等委員の一般公募制を導入(11年度)
 - ・栃木県情報公開条例を施行(12年度)
- 市町村との連携の強化と支援の充実
 - ・県・市町村権限移譲等検討会議を設置し、計画的・段階的に本県独自の市町村への権限移譲を推進 19法令127項目(11・12年度新規移譲事務)

(4) 「事務処理の効率化と県民サービスの向上」に関する事項

- 情報化と事務処理の効率化の推進
 - ・マロニエ21ネット(庁内グループウェア)を活用した事務処理の効率化を推進
- 出先機関への権限移譲と県民サービスの向上
 - ・旅券センターでの旅券日曜日交付を開始(12年度)

〔改革の目標〕

地方分権型社会にふさわしい行政システムの構築を目指して

〔改革の視点〕

- 変革の時代への的確な対応
- 県民に開かれた県政の推進
- 県民満足度の向上
- 成果の重視
- 簡素・効率化
- 規制改革の推進
- 健全な財政運営の確保

【主な実績】

(1) 効果的、効率的な業務の推進

- 行政評価手法の導入・活用
 - ・とちぎ政策マネジメントシステムの導入と有効活用
 - ・公共事業等の事前・再評価システムの導入・活用
- 事務事業の見直し
 - ・全庁的な事務事業の見直し実施
 - ・事務事業の休廃止等：387件 Δ139億円（13～17年度）
 - ・競馬事業について、場外馬券発売を除き16年度末で廃止
- 民間委託等の推進
 - ・業務外部委託基本指針に基づく外部委託等の推進
- 公共施設の管理運営の見直し
 - ・県有施設現状評価システムの活用による公共施設の効率的な管理運営の実施（15年度～）
 - ・指定管理者制度を導入する施設について、18年4月導入に向けて各設置及び管理に関する条例の改正など所要の手続きを実施 41施設

(2) 分権時代に対応した行政組織の整備、人員管理の適正化と職員の意識改革

- 県政の政策課題に対応した行政組織の整備
 - ・環境部門の充実、産業振興のための商工部門の見直しなど行政組織の整備 など
- 適正な定員管理
 - ・新定員管理計画（H13～22年度 Δ260人）に基づく適正な職員配置
 - ・推進期間中における増減（H13. 4. 1→H18. 4. 1）
一般行政：Δ252人／教育：Δ410人／警察：+402人／公営企業：+37人
- 職員の意識改革・能力向上の推進
 - ・ひとり一改善の実施など職員の意識改革の推進
 - ・民間企業、市町村、国などへの交流派遣、派遣研修の実施
- 外郭団体の見直し
 - ・外郭団体指導指針に基づく外郭団体の見直し

(3) 市町村重視の県政の推進

○市町村への権限移譲

- ・市町村への積極的な権限移譲 87法令1,185項目(17年4月1日現在)

○市町村合併や広域行政の支援

- ・市町村合併支援プランによる市町村合併の支援

(4) 県民に分かりやすく開かれた県政の推進

○情報公開の総合的な推進と説明責任の徹底

- ・政策マネジメント等政策形成過程情報の提供も含めた情報公開の徹底
- ・公募による県民と知事との対話集会等広聴広報制度の充実強化

○県民参加による自主性の高い県政の推進

- ・パブリック・コメント制度の導入・活用 46件(13～16年度)
- ・公募制の有効活用など審議会等の活性化(13年度～)

○規制改革の推進

- ・規制改革推進指針に基づく規制改革の推進
- ・申請・届出手続の簡略化 約400事務(14～16年度)

(5) 県民サービスの向上と電子県庁の推進、民間活動との協働

○県民サービスの向上

- ・県民に利用しやすい開館日、開館時間の設定など県民利用施設等のサービス向上
- ・出先機関への権限移譲 40法令183項目移譲(13～16年度)

○電子県庁の推進(13～17年度)

- ・公共事業の電子入札システムの運用開始 53件(16年度)
- ・電子申請受付システムの運用開始 49手続(16年度)

○NPO等民間活動との協働関係の構築

- ・NPO等民間活動との協働のための環境整備
- ・栃木県社会貢献活動促進に関する条例の制定(14年度)
- ・NPO法人向け融資制度の創設(16年度)
- ・とちぎボランティアNPOセンターの設置、運営(15年度～)

(6) 財政運営の健全化

○中期的視点に立った財政運営

- ・プライマリーバランスの均衡 平成15、16年度決算でプライマリーバランスが均衡
- ・財政の現状等について積極的に公表

○財政構造改善のための取組の推進

- ・当初予算の県債依存度が前年度を上回らないことを目標とした財政運営(15年度を除き達成)

○歳出抑制のための取組の推進

- ・一般行政経費の削減 △約480.1億円(13～17年度)
- ・公共事業のコスト削減 △約372億円(13～17年度)
- ・補助金の休廃止 251件 △約78.2億円(13～17年度)

〔改革の目標〕

- 県民中心の開かれた行政の推進
- 協働の推進と県の役割の重点化
- 簡素で効率的な執行体制の確立
- 持続可能な財政基盤の確立

【主な実績】

(1) 県民中心の開かれた行政の推進

- 適切な政策評価と説明責任の徹底
 - ・新たなとちぎ政策マネジメントシステムの導入と有効活用(18～22年度)
 - ・公共事業事前評価システム・再評価システムの対象事業の拡充(18・19年度)、事後評価システムの導入(20年度)、各評価システムの統合(21年度)
 - ・新本庁舎2階に整備された「県民プラザ」で行政資料の閲覧等を開始(19年度～)
- 県民参加と透明性の向上
 - ・パブリック・コメント制度の活用 59件(18～21年度)
 - ・審議会等への公募委員の参加促進 99名(18～21年度)
 - ・公共事業における「総合評価落札方式」の対象案件を拡充(18年度～)
- 電子県庁の推進
 - ・セキュリティ監査を実施(18年度～)
 - ・公共事業における電子入札の対象を、随意契約を除く全ての入札に拡大(19年度)
- 規制改革の推進
 - ・栃木県規制改革推進指針を改定(18年度)
 - ・規制に関する提案窓口を設置(18年度)
- 県民サービスの向上
 - ・全庁を挙げて県民サービス向上運動を実施(18年度～)
 - ・自動車税のコンビニエンスストアでの納税を開始(19年度～)

(2) 協働の推進と県の役割の重点化

- 市町村への権限移譲と連携強化
 - ・市町村への積極的な権限移譲 126法令2,146項目(22年4月1日現在)
 - ・県と市町村が協働で税の徴収を行う「地方税徴収特別対策室」を設置(19年度)
- 多様な民間活力の活用
 - ・栃木県民間活力活用指針を策定(19年度)
 - ・がんセンターで民間活力を利用した省エネルギーの取組(ESCO事業)を実施(18年度～)
- 県の役割の重点化による事務事業の見直し
 - ・全庁的な事務事業、補助金の見直し実施
 - ※22年度にとちぎ未来開拓プログラムに基づく見直しを実施
 - ・事務事業の見直し：1,622件△211.9億円／補助金の休廃止等：241件△55.9億円

- 県有施設の管理運営の見直し
 - ・青少年教育施設の廃止等
 - ・公の施設の指定管理者制度に関する運用指針を策定(19年度)
 - ・指定管理者制度の導入 44施設(22年4月1日現在)

- 県出資法人等の見直し
 - ・特定指導法人の見直し基本方針を策定(19年度)
 - ・特定指導法人の見直し基本方針を改定(22年度)

(3) 簡素で効率的な執行体制の確立

- 本庁組織や出先機関の再編
 - ・総合政策部・県民生活部・環境森林部を設置(19年度)、財産活用推進室・いちご研究所を設置(20年度)、消費者行政推進室(消費生活センター)を設置(22年度)
 - ・健康福祉センター環境部と林務事務所を統合し、環境森林事務所を設置(20年度)、県税事務所・農業振興事務所・土木事務所・教育事務所の一部を統合(22年度)

- 適正な定員管理
 - ・定員管理計画に基づく適正な職員配置
 - ・推進期間中における増減(H18. 4. 1→H23. 4. 1)
 - 一般行政：Δ493人／教育：Δ774人／警察：+115人／公営企業：+33人

- 人材育成・能力向上の推進
 - ・人事評価システムの試行(17年度～)

- 給与制度等の見直し
 - ・特殊勤務手当及び給料の調整額について総合的な点検を行い、見直しを実施(19・20年度)
 - ・職員互助会等に対する県費負担を廃止(21年度～)

- 事務処理の効率化、事務改善の推進
 - ・職員提案制度である「ひとり一改善」を実施(18年度～)
 - ・内部管理事務の効率化を図るため、総務事務効率化基本方針を策定(21年度)
 - ・ペーパーレス化の推進：
 - コピー用紙・印刷機用紙の総使用枚数 59,443千枚(20年度→15年度基準からΔ16.9%)

(4) 持続可能な財政基盤の確立

- 自律的な財政運営に向けた取組の推進
 - ・とちぎ未来開拓プログラムを策定(21年度)

- 歳出抑制のための取組の推進
 - ・県単補助金を縮減、合理化(19年度：326件→22年度：298件)

- 安定した税収入等の確保
 - ・県税事務所職員の併任による市町村と連携した滞納額の縮減取組を実施(20年度～)
 - ・広告による収入確保 27,708千円(18～21年度)
 - ・ネーミングライツ収入 100,000千円(20～24年度)
 - ・未利用財産の売却 1,678百万円(18～21年度)

- 公営企業のあり方の見直し
 - ・企業局経営評価委員会による業績評価を実施・公表(19年度～)
 - ・県立3病院について、21年度から3ヵ年の「改革プラン」を策定(20年度)し、経営全般にわたる経営改善を実施(21年度～)

とちぎ行革プラン〔栃木県行財政改革大綱（第5期）〕
（平成23年2月策定、平成25年4月改訂）

〔改革のテーマ〕

地方分権時代に対応した県政の確立に向けて

〔改革の目標〕

- 《協働》県民とともに地域を創る行政の推進
- 《透明》県民に開かれた行政の推進
- 《自律》自律的な財政基盤の確立
- 《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立

【主な実績】

(1) 《協働》県民とともに地域を創る行政の推進

- 市町村との連携の強化と権限の移譲
 - ・市町村への積極的な権限移譲 120法令1,996項目（27年4月現在、特例条例移譲分のみ）
- 民間活力の活用
 - ・指定管理者制度の運用 41施設で指定管理者制度を導入（27年4月1日現在）
 - ・県営ダムにおける「ダムESCO事業」の導入等、施設整備への民間活力の活用（ダムESCO事業 寺山ダム：25年9月～事業開始、塩原ダム：27年3月～事業開始）
- 多様な主体との協働による県政運営
 - ・県民協働に関する全庁推進組織としての県民協働推進本部の設置（23年度～）
 - ・多様な主体と行政が協働して地域課題解決に取り組むための「とちぎ地域力創造プラットフォーム」の実施（23年度～）
 - ・企業との協働を推進するためのサポートデスクの設置（27年度～）
- 県有施設のあり方の見直し
 - ・なす風土記の丘資料館湯津上館を大田原市に移管（24年度）、なす風土記の丘資料館（旧小川館）を那珂川町に、しもつけ風土記の丘資料館を下野市に移管（27年度）
- 県出資法人等の見直し
 - ・（財）とちぎ生涯学習文化財団と（財）とちぎ青少年子ども財団の再編（23年4月1日）
 - ・栃木県治山林道協会と栃木県緑化推進委員会の合併（23年12月1日）
 - ・栃木県土地開発公社、栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社の管理部門の統合（24年4月1日）
 - ・（財）栃木県森林整備公社の解散（25年4月8日）

(2) 《透明》県民に開かれた行政の推進

- 適切な政策評価と説明責任の徹底
 - ・「新とちぎ元気プラン」の着実な推進を図るための重点戦略マネジメントの実施
- 積極的な県政情報の発信と県民参加の推進
 - ・県ホームページの充実等
 - ・県民と知事の対話集会「とちぎ元気フォーラム」の開催
26年度までの参加者累計：11,312人
 - ・審議会等への公募委員の参加促進 83人（23～26年度）

- 透明性の向上と信頼の確保
 - ・公共工事等以外の契約について契約締結状況を県ホームページで公表
- 県政へのアプローチの改善
 - ・「とちぎICT推進プラン」(23年3月策定)の取組実績及び行動計画を「とちぎICTアクションプラン」として毎年度作成し、県ホームページで公表
- 県民サービスの向上
 - ・県民満足度の向上と業務の改善をテーマとした県民サービス向上運動の実施(23年度～試行、25年度～本格実施)

(3) 《自律》自律的な財政基盤の確立

- 「とちぎ未来開拓プログラム」及び「財政健全化取組方針」に基づく健全化への取組
 - ・収支均衡予算の編成・継続と財政調整的基金の涵養を図るための取組の推進
- 行政コストの削減
 - ・事務事業の見直し：1,235件、補助金等の見直し：95件
 - ・公共事業コスト縮減行動計画2010(22～26年度)に基づくコスト縮減の推進
- 歳入の確保
 - ・3県税事務所(宇都宮、栃木、矢板)への地方税協働徴収担当の設置による市町から徴収引継を受けての滞納整理の実施(25年度～)
 - ・未利用財産の売却、貸付による歳入額：24.9億円(23～26年度)
- 公営企業の自立経営に向けた取組の推進
 - ・「県立病院改革プラン〔第2次〕」(26～28年度)に基づく経営全般にわたる経営改善の実施
 - ・「企業局経営計画」(23～27年度)に基づく効率的な経営の実施

(4) 《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立

- 効果的で効率的な組織の整備
 - ・新たなニーズや多様な行政課題への対応等に向けた本庁及び出先組織の見直し
- 適正な定員管理
 - ・定員管理計画に基づく適正な職員配置
 - 一般行政部門の職員数：206人削減(23年4月1日～27年4月1日)
- 意欲に満ちた人材育成の推進等
 - ・人材の育成を目的とした国、他県、民間企業等への職員派遣の実施
 - ・人材育成型の人事評価システムの本格導入(24年10月～)、人事評価システムによる評価結果の人事配置への活用、職員給与への反映(25年度～)
- 給与制度等の見直し
 - ・技能労務職員の給与水準の見直しの実施(25年度～)
 - ・旅費制度の見直しを実施し、定額の旅行雑費を廃止(26年度～)
- 事務処理の効率化、事務改善の推進
 - ・給与・旅費等の事務を一括処理する総務事務センターの設置
 - (26年1月～一部稼働、26年4月～本格稼働)
 - ・職員提案制度である「ひとり一改善」の実施
- 職員の意識改革と活力ある職場づくり
 - ・行財政改革推進の5つの視点の職員への周知徹底

3 その他

栃木県行政改革推進要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本県における行政改革を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(行政改革大綱)

第2条 本県が取り組むべき行政改革の基本方針を定め、改革の具体的取組内容を明らかにするため、行政改革大綱（以下「大綱」という。）を策定するものとする。

2 大綱に掲げた取組について、適切な推進管理を行うとともに、推進状況について、県民に公表するものとする。

(行政改革推進本部)

第3条 大綱を策定し、これを推進するため、栃木県行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部長には知事、副本部長には副知事、本部員には栃木県庁議規程（昭和45年4月1日制定）に基づく庁議を構成する者をもって充てる。

3 本部長は、大綱を推進する上で特別な事項について調査、検討等を行う必要がある場合に、検討会を置くことができる。

(行政改革推進連絡会議)

第4条 大綱の策定及び行政改革の推進に必要な庁内の連絡及び調整を行うため、栃木県行政改革推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議の座長には行政改革推進室長、構成員には別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 座長は、連絡会議を総括し、必要に応じ会議を招集し、これを主宰する。

(行政改革推進委員会)

第5条 大綱の策定及び推進に当たっての助言を求めため、栃木県行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学識経験者等のうちから知事が委嘱する委員15人程度をもって構成する。

3 委員の任期は知事が別に定める。

4 委員会に会長及び会長代理を置き、会長は委員の互選により選出し、会長代理は会長が委員のうちから指名する。

5 会長は、会務を総理する。

6 委員会は、必要に応じ、知事が招集する。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的な検討等を行う必要がある場合に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会を招集し、会務を掌理する。

5 部会長は、必要に応じ、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求めることができる。

(事務局等)

第7条 この要綱に基づく事務は、経営管理部行政改革推進室が処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月 1日から適用する。

別表1（第4条関係）

総合政策課政策調整監 財政課総務主幹 人事課主幹
県民文化課総務主幹 環境森林政策課総務主幹 保健福祉課総務主幹
産業政策課総務主幹 農政課総務主幹 監理課総務主幹
会計局管理課長補佐（総括） 企業局経営企画課総務主幹
教育委員会事務局総務課総務主幹 警察本部警務部警務課次長
議会事務局総務課長補佐（総括）
人事委員会事務局総務課長補佐（総括）
監査委員事務局監査課長補佐（総括）
労働委員会事務局審査調整課長補佐（総括）

栃木県行政改革推進管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県行政改革推進要綱（平成6年12月22日制定。以下「要綱」という。）に基づき、行政改革の推進管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進管理の方法)

第2条 各部局長は、要綱第2条第1項に規定する行政改革大綱に掲げられた推進項目のうち所管するものについて、行政改革推進管理表（別記様式）を策定して進行管理を行うものとする。

2 経営管理部長は、行政改革大綱全般について総合的な推進管理を行うものとする。

(推進状況等の報告)

第3条 各部局長は、当該年度の実績及び次年度の計画等について、その翌年度の4月20日までに行政改革推進管理表により経営管理部長に報告するものとする。

(推進状況等の公表)

第4条 経営管理部長は、行政改革の推進状況等について、必要に応じて、行政改革推進本部及び行政改革推進委員会に報告するとともに、広く県民に公表するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成10年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年1月 8日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年1月19日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成23年2月25日から適用する。

2 この要領の適用日において推進されている行政改革大綱に掲げられた推進項目の進行管理を行う場合に策定する行政改革推進管理表（別記様式）については、なお従前の例による。

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

とちぎブランド推進のキャッチフレーズ

ベリー グッド ローカル とちぎ
VERY  GOOD LOCAL

「グッドローカルなとちぎが地方のモデルになっていこう。」
ローカルの良さが詰まったとちぎが、前向きな決意を込めて宣言します。

**栃木県経営管理部
行政改革推進室**

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
TEL : 028-623-2226
FAX : 028-623-2228
e-mail : gyokaku@pref.tochigi.lg.jp

※「とちぎ行革プラン2016」は、栃木県庁のホームページでもご覧になれます。
URL : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/pref/gyokaku/taikou/01.html>
